資料１

能美市地域公共交通協議会設置に至る経緯等について

道路運送法に基づく
地域公共交通会議

地域公共交通活性化再生法に基づく
法定協議会

平成18年10月

道路運送法の改正により、地域公共交通会議の設置が可能になり、地域公共交通のニーズに即した運行形態やサービス水準等について協議ができるようになる。

活性化再生法の施行により、地域公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制が強化される。（対象：バス、タクシーに加え、鉄軌道や船舶等追加）

平成19年９月

能美市地域公共交通会議の設置

平成25年12月

交通政策基本法の施行により、基本理念や関係者の責務等を明確化

平成26年11月

活性化再生法の改正により、**交通政策基本法の基本理念**にのっとり、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進する旨や、まちづくりと一体となった公共交通の再編を追加。

国庫補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）の要件緩和・拡充等

令和２年11月

活性化再生法の改正により、地域公共交通計画の作成を努力義務化

令和４年
３月31日

移行に係る書面決議

令和４年
４月20日

能美市地域公共交通協議会の設置

能美市地域公共交通協議会規約、財務規程等の制定、予算、事業計画

・業務＝地域公共交通会議 ＋ 法定協議会
・委員＝地域公共交通委員（会長を除く）＋新委員
・財務、事務局、公印をもつ
・分科会を設けることができる　など

令和４年
４月21日

地域公共交通計画作成に係る国庫補助金交付申請
地域公共交通確保維持改善事業　＞　地域公共交通調査等事業

令和４年４月～
令和５年３月

協議会開催、地域移動実態調査、アンケート調査・分析、意見交換会、パブリックコメント等

令和５年３月

能美市地域公共交通計画策定

令和５年度～

地域公共交通確保維持改善事業、地域公共交通特定事業の活用　など

地域公共交通協議会（法定協議会）の制度概要

名　　称	法定協議会
根拠法令	・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第６条） ・道路運送法施行規則（第９条の３）
目　　的	・地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う。 ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を行う。
対象交通 モ　ー　ド	多様なモード （バス、タクシー、鉄道など）
主 宰 者	地方公共団体 （市町村（複数可）または都道府県）
会議参加 応諾義務	あり
協議結果	協議会参加者の尊重義務あり
計画策定	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施	行える
補助金の 受　　領	行える （協議＋実施組織）
メリット	・策定した計画に基づき、国からの支援を受けることができる。 ・計画実施への許認可手続簡略化等の特例措置を受けることができる。 ・この会議で協議が調った場合、経路の設定（路線の新規・変更）や運賃の設定等の手続きを簡略化・弾力化することができる。
構 成 員	・地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等 ・地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・地域公共交通の利用者 ・道路管理者 ・関係する公安委員会 ・学識経験者 ・その他当該地方公共団体が必要と認める者 （例）地方運輸局、都道府県、関係する隣接市町村、商業施設、 地元企業、病院、学校、観光事業者等